⑵　第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標

当該地域個体群の生息数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、当該地域の個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して、生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の管理の目標を設定するものとする。

なお、特に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、科学的な知見に基づき適正な目標を設定できるよう、あらかじめ当該都道府県において、当該鳥獣による被害状況や当該鳥獣の捕獲数の推移を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を実施し、必要な捕獲数を把握するものとする。これらを踏まえて管理の目標として適切な指標等を設定するとともに、定期的に管理の目標の進捗状況等をモニタリングして評価を行い、その結果を踏まえて管理の目標を見直すことが望ましい。

また、生息環境管理及び被害防除対策についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。

6　保護事業又は管理事業

⑴　第一種特定鳥獣保護計画の保護事業

計画の目標を達成するための施策として、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる保護事業を、都道府県レベル又は市町村レベルで幅広い関係主体が参画・連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するものとする。

なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体群の生息状況及び生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、それぞれの地区別に適切な事業内容を検討して実施するものとする。

また、鳥獣被害対策は、適切な目標設定による生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生の未然防止に努める等、効果的な保護事業に取り組むものとする。捕獲等により対応する場合においては、その必要性を慎重に判断するものとする。

ア　個体群管理

地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の抑制による個体群管理（総生息数、生息密度、分布域、齢構成等様々な側面を含む。）を行うものとする。

個体群管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、別途、年度ごとの捕獲等又は採取等の数及びその算定の考え方等を実施計画において明らかにするものとする。あわせて、これらの個体群管理を実行する場合に必要となるきめ細かな狩猟制限の調整や捕獲許可基準の設定等の措置を講じ、また、狩猟による捕獲等と許可による捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等の個体群管理に関する調査方法の統一化により、計画の実施状況に関し関係者で共有し、年度ごとの枠内で調整する等の事業の実施内容についての調整を行いつつ、目標達成を図るものとする。

なお、被害防止の目的の捕獲等を行う場合にあっても、地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、必要に応じて捕獲等又は採取等を禁止し、又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。

また、モニタリングの用に供するよう捕獲報告の内容を充実するとともに、可能な限り歯、角等のサンプルの提供を受ける体制を整備するものとする。

イ　生息環境管理

当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るために、その生息状況を踏まえ、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良好な環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地においては森林の育成等を実施することにより、生息環境管理の推進を図るものとする。その際には、関係する地域計画等との実施段階での連携を図るものとする。

また、特に生息環境として重要な地域については、極力鳥獣保護区又は休猟区に指定し、さらに保全の強化を図るため鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討するものとする。また、各種土地利用が行われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす影響を軽減するための配慮を求めるものとする。

ウ　被害防除対策

第一種特定鳥獣による被害があって、被害防除対策を実施する場合においては、個体群管理や生息環境管理の施策と連携を図りつつ実施するものとする。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協力を得て実施するものとする。

なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図るものとする。

⑵　第二種特定鳥獣管理計画の管理事業

計画の目標を達成するための施策として、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる管理事業を、都道府県レベル又は市町村レベルで幅広い関係主体が参画、連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するものとする。

なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体群の生息状況及び生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、それぞれの地区別に適切な事業内容を検討して実施するものとする。

また鳥獣被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であるとの考えの下、適切な目標設定による生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生の未然防止に努める等、効果的な管理事業に取り組むものとする。

ア　個体群管理

地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の推進による個体群管理（総生息数、生息密度、分布域、齢構成等様々な側面を含む。）を行うものとする。

個体群管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、別途、年度ごとの捕獲等又は採取等の数及びその算定の考え方等を実施計画において明らかにするものとする。あわせて、これらの個体群管理を実行する場合に必要となるきめ細かな狩猟制限や捕獲許可基準の設定等の措置を講じ、また、狩猟による捕獲等と許可による捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等の個体群管理に関する調査方法の統一化により、計画の実施状況に関し関係者で共有し、年度ごとの枠内で調整する等の事業の実施内容についての調整を行いつつ、目標達成を図るものとする。

なお、地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、必要に応じて捕獲等又は採取等を禁止し、又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。

また、モニタリングの用に供するよう捕獲報告の内容を充実するとともに、可能な限り歯、角等のサンプルの提供を受ける体制を整備するものとする。

イ　生息環境管理

当該地域個体群の長期にわたる生息状況の適正化を図るために、里地里山の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理等を実施することにより、生息環境管理の推進を図るものとする。その際には、関係する地域計画等との実施段階での連携を図るものとする。